

# 2024 REPORT

KAGAWA GUARANTEE



香川県信用保証協会

# C O N T E N T S

● ごあいさつ	1P
● プロフィール	2P
● 信用保証のしくみ	3P
● 信用保証の内容	4～5P
● 保証制度のご案内	6～9P
● 2023年度のとりくみ	10～11P
● 2023年度事業報告	12～17P
● 第6次中期事業計画の評価(2021年度～2023年度)(要約)	18～19P
● 2023年度経営計画の評価(要約)	20～22P
● 第7次中期事業計画(2024年度～2026年度)(要約)	23P
● 2024年度経営計画(要約)	24～25P
● コンプライアンス	26P
● 個人情報保護	27P
● 役員・組織図	28P

## シンボルマーク



香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした生き活きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

## ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2024」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

私たちの使命は、地域経済発展のため、信用保証や経営支援を通じて中小企業者の方々の発展に貢献することであり、2024年8月末時点において県内対象事業者数の約41%の皆様にご利用いただいています。

さて、今やコロナ禍の3年間を乗り越え社会経済活動の正常化が進み、国内の個人消費は緩やかに回復し、企業の設備投資も持ち直しつつあります。一方、中東情勢など海外における地政学的な緊張の高まり、米大統領選挙の行方や中国経済の先行き懸念など国際的な不確実性は一層増加しています。このような中、本県においても、個人消費、観光、雇用所得情勢が緩やかな改善傾向を示しているとはいえ、企業の生産活動には足踏み感がみられ、あわせて原材料高騰や人件費等の上昇、少子高齢化による人手不足などが依然として続いています。

このほか、中小企業者を取り巻く環境は、働き方改革に伴う2024年問題、SDGs等社会環境変化への対応など課題が山積し、一段と厳しいものになっているとともに、コロナ禍で積み上がった負債の圧縮等に取り組む段階にあって、事業者にとっては立ち直りや事業継続・発展の正念場に差し掛かっている状況といえます。

このような認識のもと、当協会では、2024年度から2026年度までの3年間を「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」期間と位置づけて新たな中期事業計画を策定し、金融機関や関係機関と密に連携して、個々の中小企業者に応じた適切な金融支援や経営支援に取り組むことにより、多様な課題解決に役立てて行くことにしました。

信用保証協会として、地域経済を将来にわたって支えていくためには、中小企業者の事業ステージに応じた資金需要への対応にあわせ、今般改正された信用保証協会向けの総合的な監督指針において示された役割を再認識し、事業承継支援や新規創業支援への取り組みはもとより、金融機関や各種中小企業支援機関への橋渡し役としての機能を一層発揮させつつ、事業者に対して主体的に経営支援の必要性を検討し、効果的な支援を行うなど中小企業者の皆様のサポートしていきたいと考えています。

今後とも「信頼され、顔が見える協会」として皆様のお役に立てるよう、金融機関、各支援機関との連携を強化しながら、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



香川県信用保証協会 会長 **西原 義一**

# プロフィール

## ● 経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

## ● 行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

## ● プロフィール (2024年 3月 31日現在)

名称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年 9月21日
業務開始年月日	1949年10月 1日
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月1日 法律第264号)
基本財産	160億円
保証先企業数	11,865企業
保証債務残高	278,959百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役職員数	53名

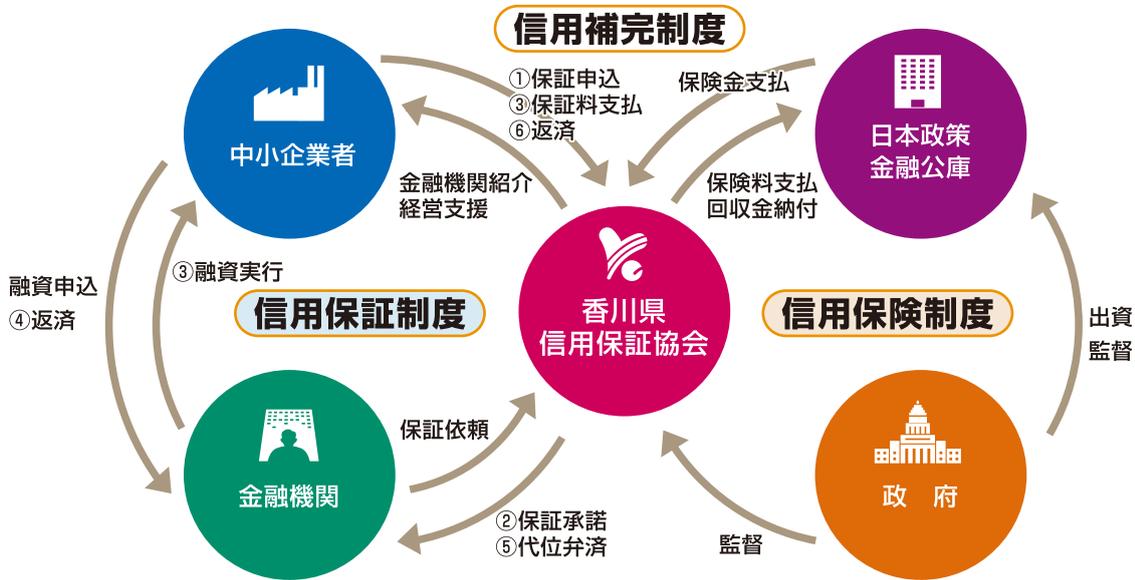
## ● 沿革

- 1949年 9月 財団法人香川県信用保証協会設立認可
- 同月 財団法人香川県信用保証協会設立登記
- 10月 高松市六番町31番地にて業務開始
- 1950年 4月 高松市五番町4番地の1へ事務所移転
- 1953年 8月 信用保証協会法公布・施行
- 1954年10月 信用保証協会法に基づき組織変更認可
- 同月 香川県信用保証協会として組織変更登記
- 1967年11月 香川県中小企業センターへ事務所移転(高松市丸の内2番地の3)
- 1986年 4月 香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転(高松市福岡町二丁目2-2)

# 信用保証のしくみ

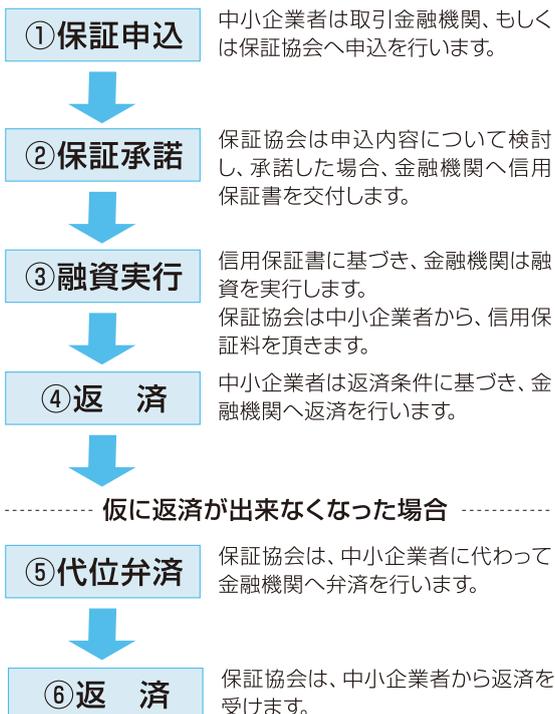
## ●信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者）の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。



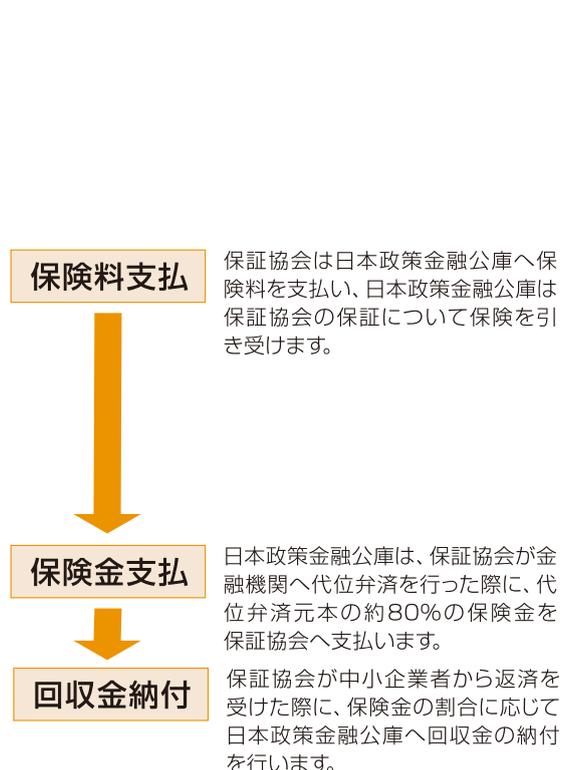
## ●信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。



## ●信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。



# 信用保証の内容

## ●ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

### 1. 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記業種以外（製造業・建設業・運輸業等）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

### 2. 業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

### 3. 所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

## ●保証の内容

### 1. 保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は2億8千万円（組合の場合4億8千万円）となりますが、このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

### 2. 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

### 3. 連帯保証人

必要となる場合があります。

### 4. 担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

## ●信用保証料

信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

## 1.信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い保証料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※ 第1期決算が未了の先、または個人で貸借対照表未作成の先は、5区分が採用されます。

※「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「当座貸越根保証(カードローンを含む)」を指します。

## 2.中小企業信用リスク情報データベース

2001年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

## 3.信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合(根保証を含む)

貸付金額 × 保証料率(年率) × 保証期間

② 返済方法が均等分割返済の場合

貸付金額 × 保証料率(年率) × 分割係数(※) × 保証期間

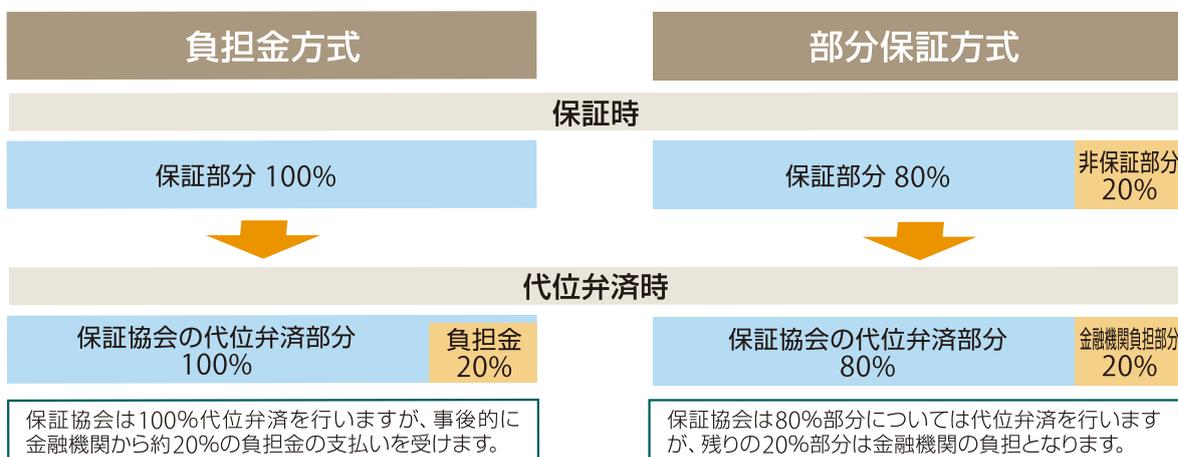
(※)分割係数表

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

## ●責任共有制度

責任共有制度とは、保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とする制度です。

責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。



# 主な保証制度のご案内

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
-------	-----	-----	------

## 新規に事業を始められる方

スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後5年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から5年未満の会社	3,500万円	10年以内
創業関連保証	個人による創業、新たに会社を設立して行う事業及び個人で創業し事業を法人化して行う事業に資金が必要な方(開業して5年未満の方を含む。)	3,500万円	10年以内
【県制度】 新規創業融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む。)	2,000万円 運転 7年以内 設備 10年以内
	経営者保証免除タイプ	県内で会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方、創業後1年未満の会社、または個人で創業した事業を法人化し個人創業時から1年未満の会社であって、経営者保証免除対応の適用を受けようとするもの	2,000万円 運転 7年以内 設備 10年以内
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む。)	700万円	5年以内

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金繰り円滑化に資する保証制度

事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) (感染症対応型)	コロナ禍を乗り越えるため、認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
--	--	-----------------------------	-------------------------

## 小規模事業者の方

小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内
			7年超10年以内
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる

## 一般的な事業資金が必要な方

普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
【県制度】 経営安定融資	一般タイプ	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方 8,000万円 運転 7年以内 設備 10年以内
		短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方 1,000万円 1年以内
	経営者保証非提供促進タイプ	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方であって、保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを希望される、一定の要件を満たす法人 8,000万円 運転 7年以内 設備 10年以内
		短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方であって、保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを希望される、一定の要件を満たす法人 1,000万円 1年以内

(2024年7月1日現在)

資金使途	貸付利率	保証料率 (%)									事業者選択型 経営者保証非提供 制度の適用※1	責任 共有	備 考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分			

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.05 (創業関連保証の保証料率に0.2上乗せ)									—	対象外	創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85									○	対象外	
運転資金 設備資金	1.45%	0.58 (県の保証料補給により実質的な保証料率は0.00)									○	対象外	
運転資金 設備資金	1.45%	0.78 (県の保証料補給により実質的な保証料率は0.20)									—	対象外	創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要
運転資金 設備資金	1.50%	0.58									○	対象外	丸亀市の保証料及び 利子補給あり

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2 (国の補助前は0.8)									○ (経営者保証 免除対応を適用 の場合を除く)	対象	
		0.2 (国の補助前は1.0)										対象外	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	対象外		
運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	○	対象外		
0.60 (セーフティネット保証)														
運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	○	対象	高松市の保証料及び 利子補給あり	
0.60 (セーフティネット保証)														
運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象	高松市の保証料及び 利子補給あり	
0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)										対象外				
運転資金 設備資金	1.80%	0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)										○	対象	保証料及び利子補給 の有無は市町の定め るところによる
		0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)											対象外	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象				
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75 (5号又は7～8号)									○	対象				
		0.85 (1～4号又は6号)										対象外				
運転資金 設備資金	1.80% 以内	0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)										○	対象			
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)											対象外			
運転資金	1.70% 以内	0.60 (セーフティネット保証5号又は7～8号)										○	対象			
		0.60 (セーフティネット保証1～4号又は6号)											対象外			
運転資金 設備資金	1.80% 以内	<b>【0.25%上乗せの場合】</b>										—	対象	国の保証料補助あり ※2		
		1.80	1.70	1.50	1.30	1.15	1.10	0.95	0.80	0.65	対象外					
		0.85 (セーフティネット保証5号)											対象			
		0.85 (セーフティネット保証4号)											対象外			
		<b>【0.45%上乗せの場合】</b>											—		対象	
		2.00	1.90	1.70	1.50	1.35	1.30	1.15	1.00	0.85	対象					
1.05 (セーフティネット保証5号)										対象外						
1.05 (セーフティネット保証4号)										対象外						
運転資金	1.70% 以内	<b>【0.25%上乗せの場合】</b>										—	対象	国の保証料補助あり ※2		
		1.80	1.70	1.50	1.30	1.15	1.10	0.95	0.80	0.65	対象外					
		0.85 (セーフティネット保証5号)											対象			
		0.85 (セーフティネット保証4号)											対象外			
		<b>【0.45%上乗せの場合】</b>											—		対象	
		2.00	1.90	1.70	1.50	1.35	1.30	1.15	1.00	0.85	対象					
1.05 (セーフティネット保証5号)										対象外						
1.05 (セーフティネット保証4号)										対象外						

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
【県制度】 経済変動対策融資	県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内
			7年超10年以内

### 資金の反復・継続利用が必要な方

グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は2年間
手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は2年間
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は2年間

### 経営者保証を不要とする保証制度

財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助制度)	保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを希望される、一定の要件を満たした法人	8,000万円 (セーフティネット保証4号又は5号利用の場合、上記とは別に8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
プロパー融資借換特別保証	経営者保証を提供したプロパー借入がある、一定の要件を満たした法人	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内

### 瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度

ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
-------------	--	---------	-------------------------

### 事業承継の円滑化に資する保証制度

事業承継特別保証	事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
----------	---	-----------------------------	-------------------------

### 金融機関・支援機関の経営支援を受けて経営強化を図りたい方

経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 5年以内 運転設備 7年以内 ただし、保証付き既借入金を借り換える場合は10年以内
---------	--	-----------------------------	---

### 金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方

事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内

### 大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
--------	---------------------------------------	-----------------------------	-------

### 従業員の子育て支援に取り組む企業のための保証制度

【県制度】 子育て応援企業支援融資保証	県内に事業所を有し、香川県から子育て行動計画策定企業認証マークを取得した方、または国からプラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定のいずれかの認定を受けた方	8,000万円 (運転資金 5,000万円)	運転 7年以内 設備 10年以内
------------------------	--	---------------------------	---------------------

\*1 事業者選択型経営者保証非提供制度は、一定の要件を満たす法人が、保証料率の引上げ(財務内容により、0.25%または0.45%)を条件に経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。次の信用保険が付保された保証が対象となります。無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険。

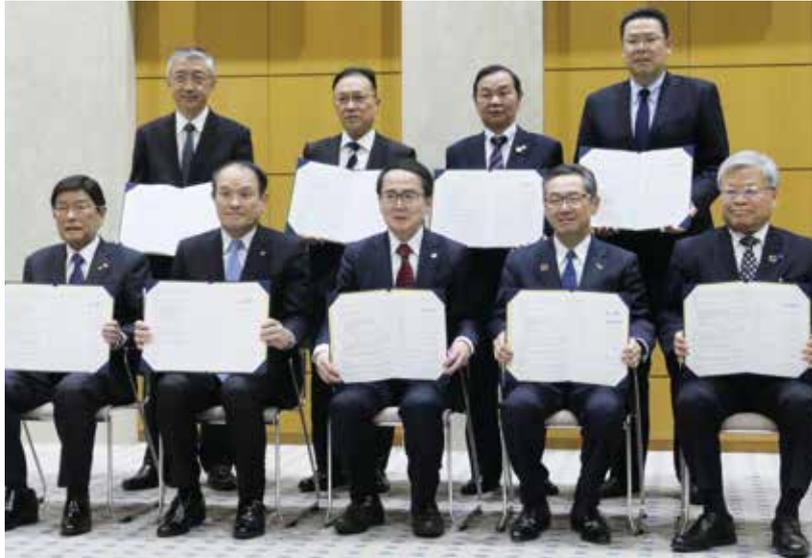
\*2 申込日に応じて0.05%から0.15%の補助があります。令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%。

資金用途	貸付利率	保証料率 (%)									事業者選択型 経営者保証非提供 制度の適用 <sup>※1</sup>	責任 共有	備考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分			
運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	○	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)											
運転資金	1.60%	0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									○	対象外	
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40			
運転資金	1.60%	0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									○	対象	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)											
運転設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	
運転設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	
運転設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	【0.25%上乗せの場合】									—	対象	国の保証料補助あり ※2
		2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70			
		1.00(セーフティネット保証5号)											
		2.45	2.25	2.05	1.85	1.60	1.35	1.15	0.95	0.75			
		1.10(セーフティネット保証4号)											
		【0.45%上乗せの場合】											
		2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90			
1.20(セーフティネット保証5号)													
2.65	2.45	2.25	2.05	1.80	1.55	1.35	1.15	0.95					
1.30(セーフティネット保証4号)													
借換資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20			
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	対象	既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金金を借り換える場合に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									○	対象	事業再生計画に従って設立される法人も対象
		1.00											
運転資金 設備資金	1.70%	0.80									○	対象	「経営改善計画」に従って設立される法人も対象
		1.00											
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									○	対象外	国が指定した危機指定期間のみ利用可能
運転資金 設備資金	1.30% 以内	1.50	1.40	1.20	1.00	0.85	0.80	0.65	0.50	0.35	○	対象	

## 2023年度のとりくみ

### ●香川県、金融機関の9者で中小企業の支援に係る連携・協力に関する協定を締結

2024年2月8日、香川県、民間金融機関5行、政府系金融機関2行と、中小企業者の支援のために相互に連携・協力を行うことで、中小企業者の持続的な事業運営及び地域経済の発展を図ることを目的に「中小企業者の支援に係る連携・協力に関する協定書」を締結いたしました。



### ●日本政策金融公庫×四国4県信用保証協会創業セミナーを開催

2023年7月6日、四国4県の各信用保証協会と日本政策金融公庫四国創業支援センターとの共催で、四国で創業を考えている方や創業して間もない方を対象としたセミナーを開催いたしました。当協会からも講師を派遣し講演をさせていただきました。



## ● 大学院での講義

香川大学大学院地域マネジメント研究科で会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。



## ● 当協会ホームページをリニューアル

2023年7月10日より当協会ホームページを全面リニューアルいたしました。主なユーザーである金融機関職員や中小企業者が「直感的に分かりやすく、親しみやすいデザイン」をコンセプトとしておりますので、ぜひ一度当協会ホームページへお立ち寄りください。



# 2023年度事業報告

## ●事業概況

### 保証承諾

ゼロゼロ融資の返済開始を迎えるにあたり、国や香川県の伴走支援制度を活用した借換需要が高まったことや、提携保証「しんらい」を積極的に活用し資金繰り支援に取り組んだ結果、保証承諾額は76,825百万円、対計画比123.9%となりました。

### 保証債務残高

ゼロゼロ融資の借換対応により繰上償還が抑えられたため、保証債務残高は278,959百万円、対計画比111.6%となりました。

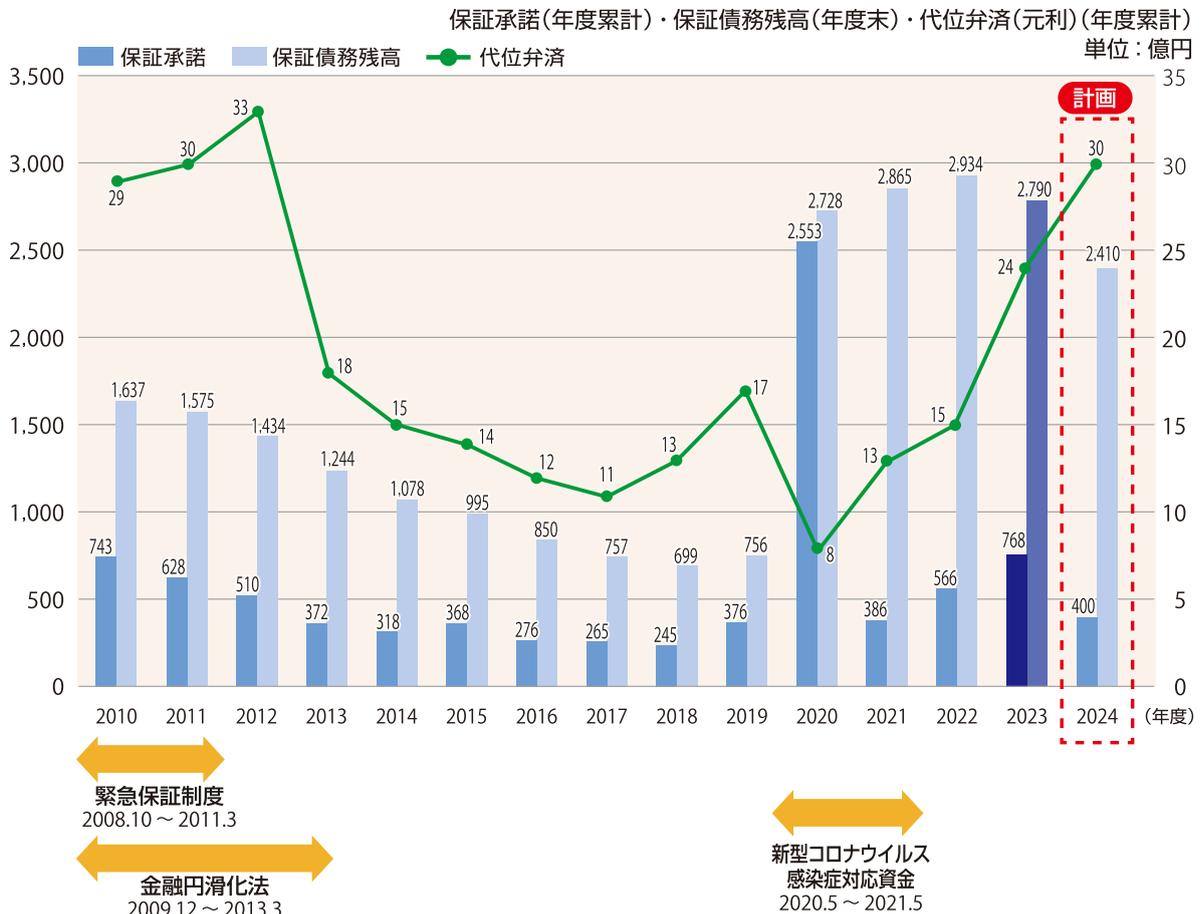
### 代位弁済

ゼロゼロ融資の返済負担や原材料高騰による資金繰りの圧迫、人手不足などの影響により、事業継続を断念する中小企業者も出てきており、代位弁済額は2,426百万円、対計画比80.9%となりました。

### 実際回収

求償権の回収は、法的整理が増加し定期回収は減少しているが、不動産の任意売却などに努めたことから、求償権回収額437百万円、対計画比139.8%となりました。

## ■年度別事業概況及び計画数値



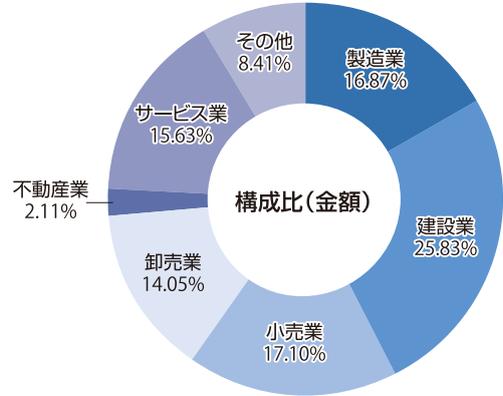
## ●保証承諾

### 業種別

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	350	5,763	513	10,302	609	12,961
建設業	899	10,571	957	13,907	1,217	19,841
小売業(飲食業含む)	611	6,267	742	9,612	929	13,138
卸売業	270	4,986	329	6,911	429	10,797
不動産業	103	1,331	110	1,732	125	1,619
サービス業	587	5,724	635	8,136	861	12,008
その他	208	4,003	270	5,996	308	6,460
合計	3,028	38,645	3,556	56,596	4,478	76,825

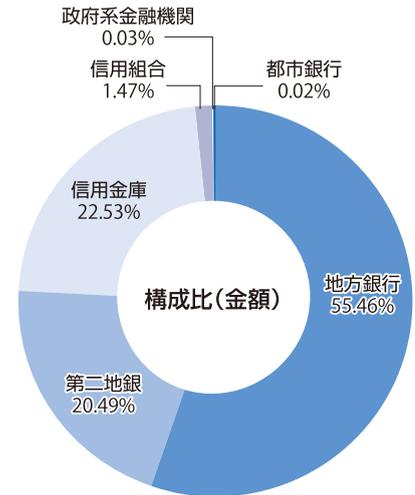
### 2023年度グラフ



### 金融機関別

(単位：百万円)

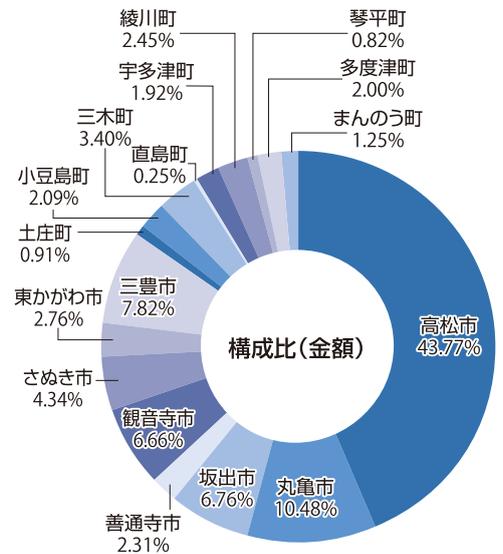
	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	4	110	3	90	3	13
地方銀行	1,136	18,234	1,398	28,005	1,895	42,607
第二地銀	904	8,893	1,012	15,811	1,069	15,744
信用金庫	849	10,709	967	11,410	1,308	17,310
信用組合	133	672	174	1,267	202	1,132
政府系金融機関	2	26	2	13	1	20
合計	3,028	38,645	3,556	56,596	4,478	76,825



### 地域別

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,567	17,719	1,548	24,365	1,942	33,627
丸亀市	310	4,458	363	5,472	519	8,050
坂出市	137	2,211	194	4,078	269	5,196
善通寺市	78	728	110	1,830	131	1,778
観音寺市	179	2,686	307	4,751	316	5,117
さぬき市	108	1,333	111	1,740	182	3,337
東かがわ市	72	996	96	1,706	123	2,120
三豊市	193	2,825	343	4,800	335	6,004
土庄町	50	548	48	789	50	701
小豆島町	54	688	81	1,316	71	1,602
三木町	68	1,067	79	1,174	128	2,611
直島町	6	91	7	210	11	195
宇多津町	40	612	61	974	90	1,475
綾川町	57	915	58	711	108	1,882
琴平町	27	456	31	847	40	632
多度津町	49	752	78	1,277	97	1,538
まんのう町	33	559	41	555	66	959
合計	3,028	38,645	3,556	56,596	4,478	76,825



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

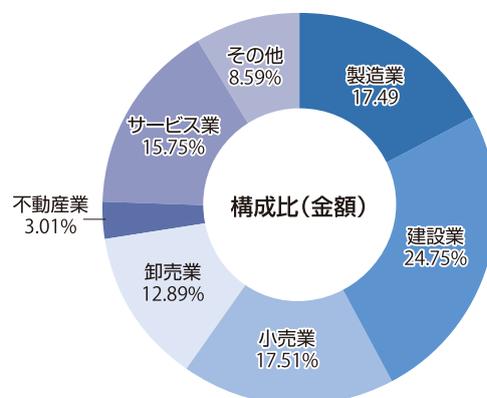
## ●保証債務残高

### 業種別

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	3,249	49,638	3,307	51,774	3,097	48,788
建設業	5,653	71,751	5,775	72,896	5,553	69,035
小売業(飲食業含む)	4,814	50,132	4,903	51,156	4,665	48,859
卸売業	2,325	34,341	2,340	38,062	2,119	35,969
不動産業	695	8,547	714	8,844	690	8,398
サービス業	4,104	45,129	4,240	45,872	4,110	43,936
その他	1,437	23,978	1,446	24,842	1,373	23,974
合計	22,277	286,515	22,725	293,447	21,607	278,959

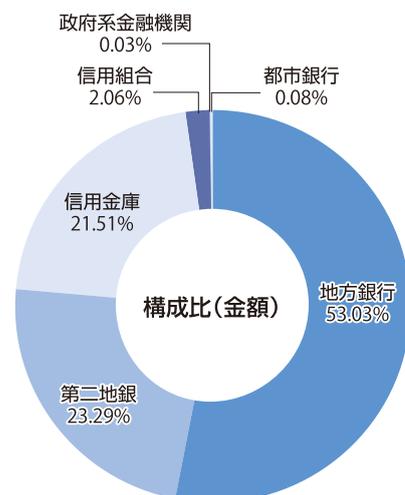
### 2023年度グラフ



### 金融機関別

(単位：百万円)

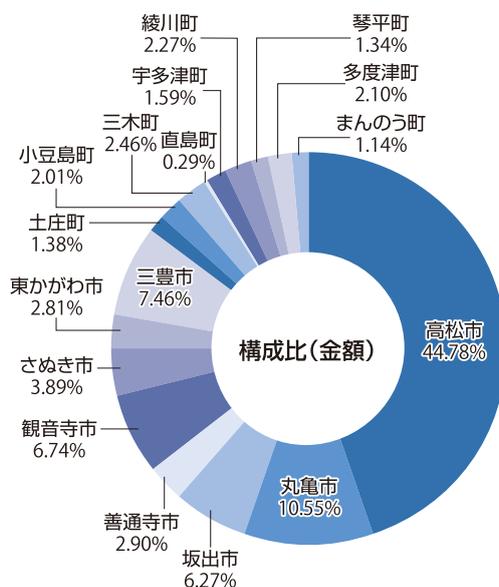
	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	20	364	20	325	13	217
地方銀行	9,834	148,649	9,864	152,314	9,296	147,935
第二地銀	5,387	65,773	5,646	69,795	5,410	64,974
信用金庫	6,091	65,566	6,202	64,893	5,885	60,002
信用組合	922	6,002	973	6,006	987	5,745
政府系金融機関	23	161	20	114	16	86
合計	22,277	286,515	22,725	293,447	21,607	278,959



### 地域別

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	10,073	128,855	10,255	130,760	9,872	124,930
丸亀市	2,470	31,114	2,495	31,236	2,347	29,438
坂出市	1,174	17,738	1,201	19,108	1,115	17,503
善通寺市	662	7,964	702	8,626	665	8,089
観音寺市	1,637	20,004	1,689	20,815	1,476	18,813
さぬき市	907	10,908	896	10,806	878	10,839
東かがわ市	650	8,251	628	8,268	590	7,842
三豊市	1,515	20,510	1,635	21,592	1,573	20,803
土庄町	326	4,060	330	4,122	321	3,858
小豆島町	424	5,412	434	5,669	430	5,618
三木町	517	6,131	537	6,505	521	6,876
直島町	64	909	59	840	56	800
宇多津町	400	4,676	408	4,743	371	4,425
綾川町	469	6,292	466	6,263	469	6,321
琴平町	275	4,080	269	4,250	241	3,750
多度津町	456	6,149	453	6,411	417	5,867
まんのう町	258	3,461	268	3,436	265	3,189
合計	22,277	286,515	22,725	293,447	21,607	278,959



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

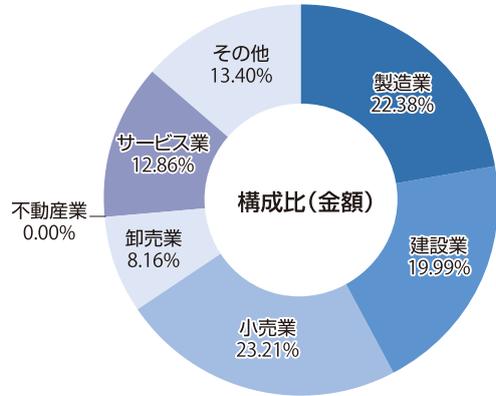
## ●代位弁済

### 業種別

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	51	547	20	331	28	543
建設業	44	358	46	274	72	485
小売業(飲食業含む)	25	167	41	284	78	563
卸売業	13	112	23	207	18	198
不動産業	0	0	1	2	0	0
サービス業	23	122	35	362	35	312
その他	0	0	3	20	28	325
合計	156	1,307	169	1,479	259	2,426

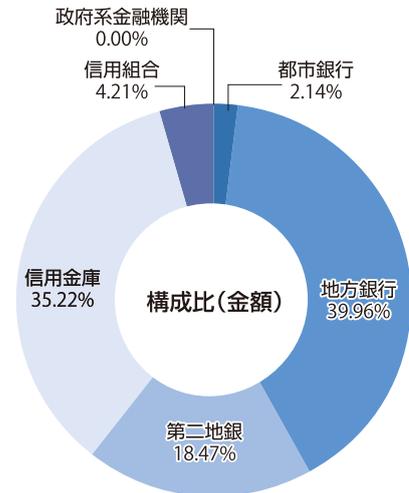
### 2023年度グラフ



### 金融機関別

(単位：百万円)

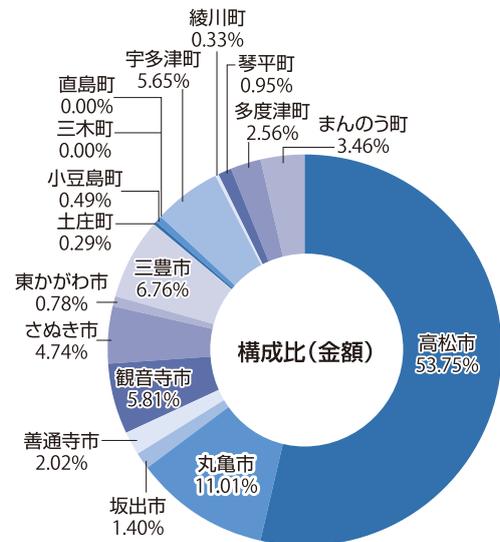
	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	2	5	0	0	2	52
地方銀行	54	679	71	856	94	969
第二地銀	43	308	33	172	56	448
信用金庫	49	280	49	381	83	854
信用組合	7	31	16	70	24	102
政府系金融機関	1	4	0	0	0	0
合計	156	1,307	169	1,479	259	2,426



### 地域別

(単位：百万円)

	2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	69	512	72	564	152	1,304
丸亀市	8	27	14	104	32	267
坂出市	13	58	10	76	4	34
善通寺市	5	24	5	17	10	49
観音寺市	29	299	9	94	14	141
さぬき市	0	0	14	97	7	115
東かがわ市	6	55	12	158	2	19
三豊市	10	82	18	217	10	164
土庄町	0	0	3	81	3	7
小豆島町	0	0	0	0	2	12
三木町	3	131	3	26	0	0
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	1	1	0	0	4	137
綾川町	5	53	3	22	2	8
琴平町	4	46	2	12	2	23
多度津町	3	17	4	11	9	62
まんのう町	0	0	0	0	6	84
合計	156	1,307	169	1,479	259	2,426



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

## ●貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	50,220	基本財産	16,049,773,547
預け金	11,502,459,551	基金	6,282,295,620
有価証券	20,199,704,114	基金準備金	9,767,477,927
動産・不動産	165,217,541	制度改革促進基金	0
保証債務見返	278,958,594,763	収支差額変動準備金	5,175,778,240
求償権	599,549,774	その他有価証券評価差額金	0
雑勘定	584,257,168	責任準備金	1,913,609,030
内、未経過保険料	496,325,600	求償権償却準備金	178,560,287
		退職給与引当金	366,617,671
		損失補償金	0
		保証債務	278,958,594,763
		求償権補填金	0
		雑勘定	9,366,899,593
		内、未経過保証料	9,324,658,577
合計	312,009,833,131	合計	312,009,833,131

## ●貸借対照表用語説明

求償権	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
基本財産	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。
未経過保証料	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

## ●収支計算書用語説明

保証料	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
信用保険料	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
責任共有負担金	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
責任共有負担金納付金	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
求償権補填金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補填金を計上しています。
求償権償却	年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。
求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。
当期収支差額	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

## ● 収支計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日) (単位：円)

科目	金額
経常収入	3,125,658,084
保証料	2,746,755,959
預け金利息	4,344,668
有価証券利息配当金	257,980,269
損害金	15,760,438
事務補助金	6,656,224
責任共有負担金	90,938,000
雑収入	3,222,526
経常支出	1,757,564,530
業務費	597,841,468
借入金利息	0
信用保険料	1,153,680,062
責任共有負担金納付金	0
雑支出	6,043,000
経常収支差額	1,368,093,554
経常外収入	4,323,955,367
償却求償権回収金	39,740,552
責任準備金戻入	1,960,615,462
求償権償却準備金戻入	181,190,769
求償権補填金戻入	2,141,892,267
保険金	2,031,218,873
損失補償補填金	110,673,394
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
その他収入	516,317
経常外支出	4,477,995,612
求償権償却	2,380,309,183
雑勘定償却	5,428,305
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	0
責任準備金繰入	1,913,609,030
求償権償却準備金繰入	178,560,287
その他支出	88,807
経常外収支差額	△ 154,040,245
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,214,053,309
収支差額変動準備金繰入額	607,026,654
基本財産繰入額	607,026,655

## ● 資金計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日) (単位：円)

	金額
I. 事業活動による収支	449,033,406
業務収支	782,438,419
信用保証収支	-126,856,368
保証料	+ 1,861,612,181
回収(元損)	+ 437,266,158
代位弁済(元利)	- 2,425,734,707
信用保険収支	697,767,992
信用保険料	- 1,138,734,291
保険金・保険金納付金	+ 1,836,502,283
損失補償・責任共有負担金等収支	211,526,795
損失補償補てん金・損失補償納付金	+ 113,932,571
責任共有負担金・負担金納付金	+ 90,938,000
基金補助金・事務補助金等	+ 6,656,224
総務収支	-340,060,951
業務費・退職金支払	- 591,951,505
運用収入	+ 259,711,823
雑収入・雑支出等	+ -7,821,269
その他収支	6,655,938

II. 投資活動による収支	-1,102,354,162
定期預金・有価証券の増減※	- 1,105,122,163
厚生基金の増減	- -2,768,000
動産・不動産の増減	- -1

III. 財務活動による収支	0
借入金の増減	+ 0
出入金・金融機関負担金等の増減	+ 0

IV. 現金及び現金同等物の増減額(I+II+III)	-663,721,876
現金及び現金同等物の期首残高	4,066,231,647
現金及び現金同等物の期末残高	3,402,509,771

V. 流動資産の増減額(IV+※)	441,400,287
流動資産の期首残高	31,260,813,598
流動資産の期末残高	31,702,213,885

# 第6次中期事業計画（2021年度～2023年度）の評価（要約）

2021年度から2023年度までの3か年の業務運営方針についての評価は以下のとおりです。

## I 企業実態に応じた支援

### 1. 金融機関との連携による支援

- ・金融機関本部や営業店を訪問し、保証利用状況や企業支援状況等についての情報共有並びに意見交換を行った。
- ・金融機関の職員向けに保証制度創設・改正に伴う説明会を行い、適切な制度運営の認識共有を図った。
- ・2022年度に株式会社日本政策金融公庫高松支店と、中小企業者の持続的な事業運営および地域経済の活性化の促進を図ることを目的とした業務連携・協力に関する覚書を締結した。
- ・2023年度に株式会社百十四銀行と、中小企業者の金融の円滑化と経営基盤の強化を図るとともに、地域経済や社会の持続的な発展とカーボンニュートラル社会の実現に貢献することを目的とした連携に関する覚書を締結した。
- ・2023年度に香川県、県内金融機関並びに政府関係金融機関と、中小企業者支援に相互に連携・協力して取り組むことを目的に連携協定を締結した。
- ・2022年度、2023年度に株式会社日本政策金融公庫高松支店及び四国4県の信用保証協会と連携して創業セミナーを開催した。
- ・2023年度に株式会社日本政策金融公庫高松支店及び香川県内に本店を有する5つの金融機関と連携した創業セミナーを開催した。

### 2. 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

#### ① 経営改善・事業再生支援

- ・2021年度に一般社団法人香川県中小企業診断士協会と地域企業支援の促進及び地域経済の発展を図ることを目的とした業務連携・協力に関する覚書を締結した。
- ・2022年度に香川県中小企業活性化協議会・四国経済産業局と中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定を締結した。
- ・2022年度に東かがわ市とソーシャルビジネスに取り組む中小企業・小規模事業者に対する金融・経営支援に向けた連携・協力に関する協定を締結した。
- ・2022年度に坂出市、坂出ビジネスサポートセンターSak a - B i zと地域の中小企業・小規模事業者の支援に向けた業務連携・協力に関する協定を締結した。
- ・既存保証の借換について、金融機関にプッシュ型で提案を行った。
- ・企業訪問や面談、債権者協議を積極的に行った。
- ・香川県中小企業活性化協議会と毎月定例会を開催し、意見交換を行った。
- ・アンケートを通じ、事業承継や新型コロナウイルスによる影響等で問題を抱えている中小企業者に対し、専門家を派遣するなど、問題解決の支援を主体的に行った。

#### ② 創業・事業承継支援

- ・2021年度に香川県事業承継・引継支援センターと中小企業・小規模事業者の事業承継支援に関する覚書を締結した。
- ・地方公共団体、商工会議所、商工会、かがわ産業支援財団等が主催の創業・事業承継セミナー等に協会職員を講師として派遣した。
- ・経営支援強化補助金を活用して、経営相談、創業相談、経営改善計画策定、創業計画策定、経営改善計画実行支援を行った。

#### ③ 経営支援の効果検証

- ・より実効性のある経営支援・再生支援とするため、実施した支援の効果を検証するための指標について検討を行い、「金融正常化割合」「CRD評点」「減価償却前経常利益」を検証に用いることとした。

## II 協会の認知度と保証利用度の向上支援

### 1. 情報発信

- ・地方公共団体や商工会等が主催する創業セミナー等に職員を講師として派遣し、認知度向上に努めた。
- ・協会による専門家派遣のチラシを作成し、地方公共団体、商工会議所、金融機関等の関係機関に配布し情報発信を行った。
- ・「HANDY MANUAL」を発行して、保証業務に関する情報提供を行った。
- ・LINEにて協会及び関係機関のイベント等について情報を発信した。

## 2. 業務改善・効率化

- ・利用者の利便性向上を図るため、「信用保証委託契約書」の徴求時期を金銭消費貸借契約書等の締結時（後取り）の取扱とした。
- ・リストによる事前相談や審査結果の書面回答等の保証業務の迅速化や正確性を確保する業務改善を行った。
- ・保証業務の電子化を見据え、顧客ファイル及び顧客情報の整理に努めた。

## Ⅲ 回収の合理化・効率化

- ・新規求償権について、代位弁済の翌月に回収担当者と管理職でのヒアリングを行い、回収方針を決定し早期の回収に努めた。
- ・定期弁済している債務者について返済状況を確認し、適宜増額交渉や督促を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響など債務者の環境の変化による返済減額の申出についても、状況を確認し適宜対応した。
- ・「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」については2021年度6名、2022年度3名、2023年度1名につき一部弁済により連帯保証債務を免除した。
- ・管理事務停止は、2021年度174企業、2022年度74企業、2023年度68企業について実施した。
- ・求償権整理は、2021年度699企業、2022年度885企業、2023年度137企業について実施した。

## Ⅳ 経営基盤の充実

### 1. 組織力の向上

- ・連合会等の研修への派遣や通信教育の受講などにより、能力開発や自己啓発に努めた。
- ・業務執行について内部文書を発出し、業務運営への参加意欲の向上などを図った。

### 2. コンプライアンス

- ・コンプライアンス・プログラムの計画的かつ着実な実行により、役職員のコンプライアンス意識の向上を図った。
- ・反社会的勢力との関係遮断について、反社会的勢力該当の確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止・排除に努めた。

### 3. 危機管理

- ・事業継続計画の実効性を高めるため、安全確保行動訓練や安否確認訓練等の危機発生を想定した各種訓練を行った。

## 外部評価委員会の意見等

1. 金融機関や関係機関と定期的に情報交換を行い、中小企業者の実態に応じた支援に取り組んだことは評価できます。また、中小企業診断士等の専門家の派遣や、関係機関と連携し経営支援に取り組んだことも評価でき、引き続き、金融機関や関係機関、専門家と連携して中小企業者の実態に応じた支援に取り組んでください。
2. 協会の認知度向上のため、ホームページやLINE配信によるタイムリーな情報発信を行ったことは評価できます。引き続き、効果的な広報活動や情報発信に努めてください。
3. 合理的かつ効率的な回収のため、回収への早期着手の徹底や債務者の実態に応じた臨機応変な対応に取り組んだことは評価できます。引き続き、合理的かつ効率的な回収に努めてください。
4. コンプライアンス・プログラムに基づき研修や情報発信を行い、役職員のコンプライアンス意識向上に取り組んだことは評価できます。今後も役職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識が希薄化しないように取り組んでください。

# 2023年度経営計画の評価(要約)

## 業務運営方針

中期事業計画の最終年度に当たる2023年度は、保証債務残高の大半を占める新型コロナウイルス感染症対応資金の返済が本格化することから、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」を更に拡充・深化させることとし、以下の主要な項目に取り組んだ。

### I 企業実態に応じた支援

昨年度同様に、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関との対話を通じて資金繰り支援を行いつつ、個々の企業の実情に応じて専門家を派遣する取組を実施する。

また、原材料高騰の長期化による中小企業者の体力低下を下支えするため、支援機関と連携して、実効性のある経営改善・事業再生支援を行う。

### II 協会の認知度と保証利用度の向上

中小企業者や関係機関とのコミュニケーションの機会を増やし、認知度や存在感を高めるとともに、協会の役割や取組、信用保証の仕組みへの理解を深めてもらうため、多様な広報媒体を活用し、効果的な広報活動や情報発信に努める。

### III 回収の合理化・効率化

回収においては、早期回収着手のための初動対応の徹底、債務者等の実態に応じた臨機応変な対応により、合理的・効率的な回収に努める。

回収が困難と判断される求償権に対しては、早期にその見極めを行い、管理事務停止、求償権整理を実施し回収可能な求償権に注力する。

また、再生可能性のある事業継続中の債務者については、事業再生等の各種支援を検討する。

### IV 経営基盤の充実

「身近で、頼られ、信頼される存在となる」ため、多様なニーズに応えることのできる人材を育成するとともに、コンプライアンスの徹底、反社会的勢力の排除、危機管理態勢等を充実することにより、健全かつ適正な業務運営態勢の確保に努める。

また、機動的な組織運営を目指し、急速に進展するデジタル化の動きを踏まえた業務の効率化・合理化に取り組み、経営基盤の更なる強化を図る。

## 重点課題について

### 【保証部門】

#### 1. 中小企業者の実情に応じた支援

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、「ゼロゼロ融資」という。）の償還が本格化することを踏まえ、借換などにより返済負担の軽減を図りつつ、資金繰り支援に万全を期すため、国や香川県の「伴走支援制度」及び提携保証「しんらい」を積極的に活用した。
- ・個人事業主の資金繰り支援を図る目的で、4月に提携保証「しんらい」の対象者に個人事業主を加えるなどの改正を行った。
- ・金融機関本部を訪問時に各金融機関の経営者保証を不要とする保証状況について説明を行い、経営者保証を不要とする保証制度の推進に努めた。
- ・経営者保証を不要とする保証の承諾は484件（内訳：BK連携型66件、財務要件型3件、経保免除対応型405件、その他10件）、保証承諾全体に占める割合は14.1%となった。なお、スタートアップ創出促進保証制度を活用した経営者保証を不要とする保証の承諾は2件であった。

#### 2. 金融機関及び関係機関との連携による支援

- ・中小企業者の支援のために相互に連携・協力を行うことを目的として、7月に株式会社百十四銀行と「中小企業者支援及び地域経済・社会の発展に向けた連携に関する覚書」を締結、2月には香川県、県内金融機関並びに政府関係金融機関と「中小企業者の支援に係る連携・協力に関する協定書」を締結した。
- ・金融機関本部や営業店を訪問し、保証利用状況や企業支援状況等についての情報共有並びに意見交換を行った。
- ・株式会社日本政策金融公庫との勉強会、金融機関向けの新制度に関する説明会等を開催し連携強化に努めた。
- ・毎月、延滞や期限経過を確認し、金融機関に現況や今後の見通しなどを聞き取り、正常化に向けた交渉依頼を行った。

### 3. 協会の認知度と保証利用度の向上

- ・新規利用の中小企業者を中心に事業所訪問や面談に努め、123企業と面談を実施した。
- ・「株式会社日本政策金融公庫と四国4県信用保証協会の創業セミナー」を7月に開催した。
- ・11月、12月に県内金融機関及び株式会社日本政策金融公庫と「金融機関連携創業セミナー」を開催した。
- ・地方公共団体や商工会等が主催する創業セミナー等に職員を講師として派遣した。
- ・保証業務の電子化等を見据え、顧客ファイル及び顧客情報の整理に努めた。

## 【期中管理・経営支援部門】

### 1. 金融機関・関係機関との連携による支援

- ・中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金（以下、「経営支援補助金」という。）の申込を48企業から受付、延べ211回の専門家派遣を行った。
- ・中小企業者の経営課題解決に向け、中小企業者との面談を延べ99回（うち訪問が70回）行った。
- ・毎月、延滞や期限経過を確認し、金融機関に現況や今後の見通しなどを聞き取り、正常化に向けた交渉依頼を行った。

### 2. 経営改善・事業再生支援の推進

- ・伴走支援型特別保証制度等を活用した借換提案を130企業に対して行い、うち62企業が借換を実施した。
- ・最適な支援策を見いだすため、債権者協議を延べ45企業について実施し、バンクミーティングに延べ230回（うち経営サポート会議が79回）参加した。また、中小企業活性化協議会との定例会を11回開催した。
- ・伴走型の経営支援として、中小企業活性化協議会における経営改善計画策定に77件（うち405事業が18件）関与した。

### 3. 事業継続断念を原因とする倒産等と代位弁済の抑制

- ・代位弁済の抑制のため、伴走支援型特別保証制度等を活用した借換提案を130企業に対して行った。また、保証期間延長や返済方法変更の条件変更延べ1,075件応じた。
- ・中小企業者の自助努力を引き出すため、坂出ビジネスサポートセンターと連携して延べ9件の支援を実施した。

### 4. 創業者支援・事業承継支援の強化

- ・経営支援補助金を活用した創業者支援の申込を32企業から受付、延べ138回の専門家派遣を行った。
- ・地方公共団体や商工会等が主催する創業セミナー等に職員を講師として派遣した。（再掲）
- ・経営支援補助金を活用した事業承継支援の申込を7企業、経営支援の申込を9企業から受付、事業承継支援に関して延べ32回、経営支援に関して延べ41回の専門家派遣を行った。

### 5. 経営支援の効果検証

- ・経営支援実施企業のうち243企業について事業性評価を実施し、125企業においてCRD評点が上昇した。

## 【回収部門】

### 1. 新規求償権の早期実態把握・早期回収行動による回収の効率化

- ・新規求償権について、代位弁済後早期に債務者等の実態を把握し、管理職によるヒアリングを通じて回収方針を決定し、返済交渉を行った。

### 2. 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする環境の変化や債務者の状況の変化による返済額の減額要請等について、十分に聞き取りを行い、必要と思われる期間・金額について臨機応変に対応した。
- ・効率的な回収のため、本訴・支払督促等の裁判による求償金請求24件、担保不動産競売申立9件、その他債権差押等5件の合計38件の法的措置を行った。
- ・柔軟な対応による回収の最大化のため、経営者保証ガイドラインを2名に適用、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを1名に適用、一括入金による損害金減免を21企業について行った。また、経営支援補助金を活用した経営相談の専門家派遣を2回行った。

### 3. 回収困難な求償権に対する管理の合理化

- ・求償権管理の合理化のため、管理事務停止を68企業172件、求償権整理を137企業342件行った。

## 【間接部門】

### 1. コンプライアンス及び危機管理態勢の充実・強化

- ・コンプライアンス意識の向上を図るため、年度初めの式や全体での朝礼時などにおいて、会長、参与からコンプライアンスにかかる周知を行うとともに、グループウェアを活用して参与からコンプライアンスにかかる情報発信を行った。また、「業務の適正な遂行について」を全役職員へ通知するとともに、コンプライアンス研修を実施した。
- ・15事案に関して反社会的勢力該当確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止、排除に努めた。
- ・災害等への備えと防災意識を高めるため、安否確認システムを利用した訓練を実施した。また、香川県シェイクアウトへ参加し、安全確保行動訓練を行った。

### 2. 人材育成・組織の活性化

- ・人材確保のため、採用活動としてWEB又は対面による会社説明会を10回開催し、延べ56名の学生が参加した。また、インターンシップを1回開催し、8名の学生が参加した。
- ・職員の能力向上のため、連合会等の外部研修に延べ25名を派遣、通信教育を延べ36名が受講した。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、勤怠管理システムを活用し職員の労働時間を管理職で共有した。

### 3. デジタル化への対応

- ・金融機関本部訪問時に、保証業務の電子化について情報提供や意見交換を行い、2金融機関で信用保証書の電子交付を開始した。
- ・コンパクトで機動的な組織運営のため、年末調整の申告をデジタル化した。

### 4. 効果的な広報活動の実施

- ・ホームページやLINE配信によるタイムリーな情報発信を行った。

## 収支計画について

保証実績が計画を上回ったことにもない保証料収入が計画比114.7%となり、経常収入が計画比113.2%となった。一方で代位弁済が計画を下回ったため、代位弁済に連動する求償権償却が計画比69.8%となり、経常外支出が計画比83.9%となった。  
この結果、収支差額は計画額680百万円に対して、1,214百万円の実績となった。

## 財務計画について

当期収支差額のうち607百万円を基金準備金に繰り入れた結果、16,050百万円となった。

## 外部評価委員会の意見等

1. 新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが変更され、社会経済活動への影響が弱まり本格的な経済回復が期待される中、原材料の高騰や人件費等のコスト上昇圧力により、中小企業者の経営環境は依然厳しい状態が続いています。足元の資金繰り対応に万全を期すとともに、創業や事業承継などの政策的な支援についても積極的に取り組んでいることは評価でき、今後も続けてください。  
また、金融機関や各支援機関との連携を強化しつつ、プッシュ型支援としての借換提案など、保証協会が主体性を持って取り組んでいる姿勢は評価できます。
2. 創業支援などの取り組みの好事例は、積極的な情報発信により広報につなげることで、保証協会の認知度の向上を図ってください。  
また、保証協会の人材力の向上は最終的に中小企業者のためになるので、今後も人材育成に積極的に取り組んでください。
3. 保証協会には、求められる役割に応える一方で、将来的な不良資産化のリスクも抱えるという事業運営の難しさはあると思うが、中小企業者の味方という姿勢を堅持し、中小企業支援の最後の拠り所として、今後も取り組みを進めていただくことを期待します。

# 第7次中期事業計画(2024年度～2026年度)(要約)

## 業務運営方針

### 「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」

これまで以上に中小企業者に寄り添いながら、金融機関や関係機関と緊密に連携して中小企業者が抱える多様な課題に応じた適切な金融支援及び経営支援に取り組みます。ひいては、地域において必要で役に立つ保証協会としての存在価値を高めつつ、地域経済の回復、活力ある発展に貢献します。

また、公的機関としての使命を果たすために経営基盤の安定・強化を図るとともに、経済環境の変化、多様化するニーズに応えることができる組織体制づくりを目指すこととし、業務上の基本方針を以下のとおりとします。

#### I 中小企業者の実情に応じた支援

##### 1. 中小企業者の実情に応じた金融支援

新事業等の資金調達、資金繰り改善のための借換等、実情に即した金融支援に経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえながら積極的に取り組みます。

##### 2. 中小企業者の経営改善・再生支援の早期着手を後押し

金融機関や関係機関と連携して、中小企業者の経営状況の変化やその兆しに目配りし早期に経営改善・再生支援の着手を促す取り組みを行います。

##### 3. 創業・事業承継支援の強化

地方公共団体や金融機関等と連携して支援の充実を図り創業・事業承継の機運醸成に努めるとともに、積極的に専門家を派遣し、中小企業者に寄り添い創業・事業承継の伴走支援に取り組みます。

##### 4. 金融機関及び関係機関との連携強化

「中小企業者の役に立つ」を意識しながら役職員各層において金融機関等との連携に取り組み、中小企業者の現状や課題、資金ニーズ等の把握に取り組みます。

##### 5. 保証利用の利便性向上

当協会独自の保証制度の見直しを行うほか、中小企業者と接触の機会を増やし求められる支援を理解し、中小企業者に頼られる存在となることを目指します。

#### II 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

##### 1. 経営改善・事業再生支援

事業再構築や事業再生等を含め、最適な選択肢について中小企業者と対話を行うとともに、支援をより実効的なものとするため、香川県中小企業活性化協議会をはじめとした関係機関との連携・協力をより強固なものとしします。

##### 2. 経営支援の質の向上

経営支援の質の向上を図るため、次の指標について目標値を設定するとともに支援の効果を検証します。

###### 指標と目標値

金融正常化割合	：	経営支援実施先のうち5%の正常化を目標とします。
CRD評点	：	経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ50%の数値向上を目標とします。
減価償却前経常利益	：	経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ50%の数値向上を目標とします。

#### III 回収の合理化・効率化

新規求償権の早期の実態把握・回収着手により回収の最大化を図るとともに、回収見込みのない求償権の見極めを行い回収の効率化に努めます。また、経営者保証ガイドライン、求償権消滅保証等を活用し、再生に向けた支援に取り組みます。

#### IV 経営基盤の安定・強化

##### 1. 人材育成・職場環境の充実

保証協会の業務を幅広く行える人材を育成するとともに、職員が働き甲斐を十分に感じる事が出来る環境を整備します。

##### 2. IT化・デジタル化の推進

中小企業者、金融機関の利便性向上及び、協会内業務の効率化に資するIT化・デジタル化を推進します。

##### 3. コンプライアンス・危機管理体制の強化

役職員のコンプライアンス意識の維持向上と組織としてのコンプライアンス態勢を充実させるとともに、実効性のある危機管理体制を整備し、事業継続計画等を適切に運用します。

##### 4. 効果的な広報活動の推進

中小企業者にとって価値のある情報を発信するとともに、保証協会の存在が広く認知されるために効果的な広報活動を行います。

# 2024年度経営計画(要約)

## 経営方針

### 業務運営方針

2024年度からの3年間を「ポストコロナ下で経営の正常化や創業・再生に挑む中小企業者に寄り添い支援する」期間と位置づけ、これまで以上に中小企業者に寄り添いながら、金融機関や関係機関と緊密に連携して、中小企業者が抱える多様な課題に応じた適切な金融支援及び経営支援に取り組みます。

また、公的機関としての使命を果たすために経済環境の変化、多様化するニーズに応えることができる組織体制づくりを目指します。そのため、次の事項を主要項目として取り組みます。

#### I 中小企業者の実情に応じた支援

挑戦意欲のある中小企業者の新たな資金需要に対して国や地方公共団体の政策保証等を活用した金融支援に積極的に取り組むとともに、業況不振により資金繰りが悪化している中小企業者に対して返済負担の軽減等に柔軟に取り組みます。

また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえた経営者保証を不要とする取扱いの推進に努めます。

#### II 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

中小企業者の経営改善、生産性向上のため、香川県中小企業活性化協議会をはじめとした関係機関と連携・協力し、より実効的な経営支援に努めるとともに、創業・事業承継支援を通じて地域経済の新たな成長に貢献します。

また、経営支援の質の向上を図るため、支援の効果を検証します。

#### III 回収の合理化・効率化

求償権の管理・回収を効率的に行い、債務者等の状況に配慮をしながら回収の最大化を図ります。また、再生に挑む中小企業者の経営支援にも取り組みます。

一方で、回収見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

#### IV 経営基盤の安定・強化

保証協会の業務を幅広く行える人材を育成し、職員が働き甲斐を十分に感じる事が出来る環境を整備するとともに、中小企業者、金融機関の利便性向上及び、協会内業務の効率化に資するIT化・デジタル化を推進します。

また、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上と組織としてのコンプライアンス態勢を充実させます。

## 重点課題

### 【保証部門】

#### 1. 中小企業者の実情に応じた支援

・挑戦意欲のある中小企業者の新たな資金需要に対して国や地方公共団体の政策保証等を活用した金融支援に積極的に取り組むとともに、過剰債務や業績悪化により資金繰りが悪化している中小企業者に対して返済負担の軽減等に柔軟に取り組みます。

・経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取扱いの推進に努めます。

・保証付融資のシェアが高い中小企業者、金融機関・協会ともに初めて利用する中小企業者に対し、現地調査を積極的に行うとともに、経営支援の要望があれば専門家派遣等の伴走支援につなげます。

・経営改善が必要な中小企業者に対して期中管理・経営支援部門や金融機関や関係機関、経営支援部門と連携して経営改善・再生支援への早期着手を促す取組を行います。

・創業者に対して資金面や経営面のフォローアップ強化のため、期中管理・経営支援部門や地方公共団体、金融機関等と連携して創業支援に取り組みます。

#### 2. 金融機関及び関係機関との連携強化

・金融機関及び関係機関との情報交換や勉強会等により相互の連携を深めるとともに、中小企業者の現状や課題、資金ニーズ等の把握に努めます。

・延滞状態となった中小企業者に対して早期に金融機関へ照会を行い、中小企業者の状況把握に努めます。

#### 3. 保証利用の利便性向上

・保証利用者の利便性向上を図るため、当協会独自の保証制度の見直し等を行うほか、保証業務に係る申込時必要書類の簡素化や保証業務の電子化等、利用者目線に立った保証業務の効率化に努めます。

### 【期中管理・経営支援部門】

#### 1. 金融機関・関係機関との連携による支援

・金融機関・関係機関との対話を通じた関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。なお、経営課題を抱え、独力での解決が困難な中小企業者に対し、中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金(以下「経営支援補助金」という。)を活用した専門家派遣を行い、経営改善の後押しを促進します。

・ゼロセロ融資を利用し、資金繰りに窮している中小企業者を中心に、金融機関・関係機関と連携して中小企業者訪問を行い、経営課題解決のための最適な支援を行います。

・延滞状態となった中小企業者について、早期に金融機関へ照会をし、状況把握を行い、経営改善の後押しを行います。

#### 2. 経営改善・事業再生支援の推進

・経営相談を通じて中小企業者の経営課題を把握し、必要に応じて借換保証制度や経営改善サポート保証(感染症対応型)制度等を活用した支援を行います。

・中小企業者及び金融機関に対し、事業の状況に応じて、香川県中小企業活性化協議会等への相談開始を促すなど、早めの支援に着手し、収益力改善及び正常化への道筋を主体的に後押しします。

・保証部門と連携し、初回の返済緩和相談先に対し、事業性評価を適切に行ったうえで、香川県中小企業活性化協議会の収益力改善計画策定への紹介を検討します。

・各支援機関と連携のうえ、経営支援補助金や経営改善計画策定支援事業（４０５事業）等を活用し、伴走型の経営支援を行います。

### 3. 経営支援の質の向上

・経営支援の質の向上を図るため、次の指標について目標値を設定するとともに支援の効果を検証します。

#### 指標と目標値

金融正常化割合 : 経営支援実施先のうち5%の正常化を目標とします。

CRD評点 : 経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ50%の数値向上を目標とします。

減価償却前経常利益 : 経営支援実施先のうち経営支援実施前と比べ50%の数値向上を目標とします。

・経営支援先の決算書を速やかに徴求したうえで、原則として毎期事業性評価を適切に行い、経営支援の効果を検証しつつ、さらなる最適最善の経営支援を検討していきます。また、可能な限り中小企業者やメイン金融機関と対話しつつ、必要に応じて現地調査や面談を行います。

### 4. 創業者・事業承継支援の強化

・創業を考えている創業予定者への支援や、創業保証利用者の保証後のフォローアップを保証部門とも連携して行うなど、これまで以上に幅広い創業者支援を行います。

・経営支援補助金を有効活用し、専門家派遣による創業支援を拡充させるとともに、「よろず支援拠点」等への紹介も積極的に行います。

・後継者問題に悩んでいる中小企業者に対し、経営支援補助金を活用した専門家派遣や、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を紹介するなど、事業継続や雇用維持に繋がる積極的な支援を行います。

### 5. 事業継続断念を原因とする倒産等と代位弁済の抑制

・ゼロゼロ融資の返済が開始された中小企業者を中心に、借換等を含めた資金繰りの安定に引き続き努めるなど、事業継続支援に取り組み、代位弁済の抑制に努めます。

・これまで以上に中小企業者や金融機関との対話を行い、自助努力を引き出し、事業継続断念を原因とする倒産の抑制に努めます。

## 【回収部門】

### 1. 新規求償権の早期実態把握による回収の効率化

・新規求償権について、代位弁済後の初回交渉前に債務者等の資産調査等実態把握を行い、管理職とのヒアリングを通して、当初の回収方針を決定します。その後もヒアリングを実施し、回収担当者のフォローを行い早期回収に努めます。

### 2. 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

・債務者等の状況を適宜把握し、最適な督促・回収に努めます。また、必要な場合は法的措置を実施し、顧問弁護士も活用しつつ、効率的な回収を行います。

・定期弁済を継続している求償権については状況に応じて「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用や、一括入金による損害金減免等を検討します。

・事業を継続しており再生の可能性がある債務者については、経営支援部門と協力し経営相談を実施する等再チャレンジを支援します。

・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて適切に対応します。

### 3. 回収困難な求償権に対する管理の合理化

・回収見込を早期に見極め、回収が困難であると判断される求償権については速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めます。

### 4. 回収担当者の回収能力の向上

・顧問弁護士の法務勉強会を開催し、回収担当者の法務知識を向上させることにより、より効率的な回収手法を会得します。

## 【間接部門】

### 1. 人材育成、職場環境の整備

・協会を取り巻く環境の変化や業務の多様化・高度化に対応できる人材を育成するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスが図られ、健康で働き甲斐のある職場環境を整備します。

### 2. IT化、デジタル化の推進

・保証手続きの電子化等の動きを踏まえ、中小企業者、金融機関の利便性向上及び協会業務の効率化に資するIT化、デジタル化を推進します。

### 3. コンプライアンスの維持徹底

・役職員が保証協会の「公的使命」と「社会的責任」を常に認識しながら、コンプライアンスの維持徹底に努めます。また、反社会的勢力等に対しては組織全体での毅然とした対応により関係を遮断するとともに、関係機関との情報共有や連携を強化して信用保証制度の不正利用の防止を図ります。

### 4. 危機管理体制の充実

・自然災害など緊急事態発生時における危機対応を実効性のあるものとするため、事業継続計画の整備や訓練等を通じて危機管理体制の充実を図ります。

### 5. 広報活動の強化

・ホームページやSNS（LINE）等を活用し、中小企業者に有益な情報を発信するとともに、協会の認知度向上を図るため、幅広い層に対し協会の役割や取組を知ってもらうための広報活動を行います。



# 個人情報保護

## ●個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）以下、個人情報保護法」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- 当協会は、「個人情報保護法」第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着用してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（又は郵送）ください。
- 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書1枚につき500円）をいただきます。

### (7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6) (7) の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号	087-851-0061
部 署 名	総務部 総務企画課

# 役員・組織図

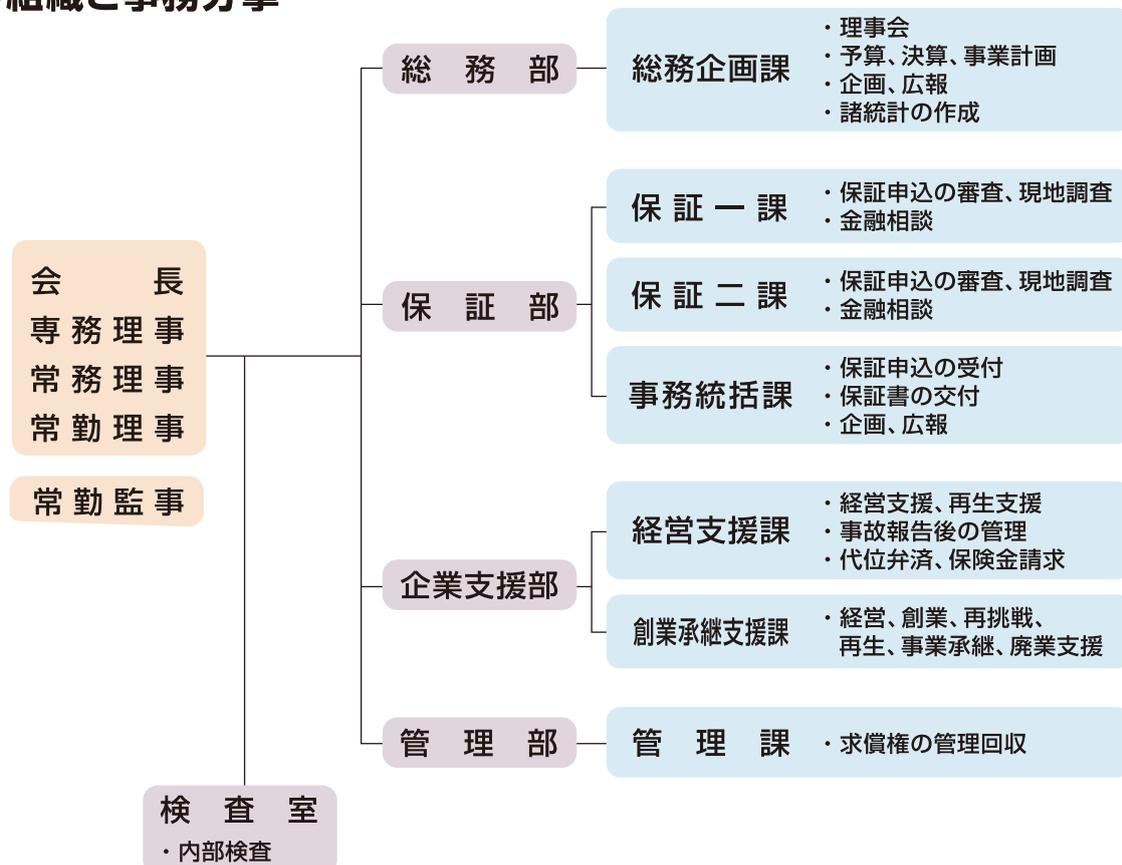
## ●役員一覧

(順序不同敬称略)

役員名	氏名	公職
会長	西原 義一	
専務理事	岡内 浩二	
常務理事	堤 博敬	
常勤理事	岡田 好博	
理事	寺嶋 賢治	香川県商工労働部長
理事	松永 恭二	丸亀市長
理事	佐伯 明浩	観音寺市長
理事	山下 昭史	三豊市長
理事	谷川 俊博	香川県町村会会長
理事	真鍋 洋子	香川県商工会議所連合会副会長
理事	篠原 公七	香川県商工会連合会会長
理事	古川 康造	香川県中小企業団体中央会会長
理事	黒川 裕之	(株)百十四銀行取締役常務執行役員
理事	土居 裕昭	(株)香川銀行常務取締役
理事	吉田 秀樹	(株)中国銀行執行役員四国地区本部長兼阪神地区本部長
理事	大橋 和夫	高松信用金庫理事長
理事	川上 健太郎	(株)商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	庫本 雅人	
監事	鍋嶋 明人	公認会計士
監事	水谷 正裕	前観音寺市民会館顧問
顧問	大塚 竜	日本銀行高松支店長

(2024年8月16日現在)

## ●組織と事務分掌





TEL 087-851-0061

<https://www.kagawa-cgc.com/>

